

平成 30 年 7 月 4 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「新規起業事業場就業環境整備事業」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	① 検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成等 ② 就業環境整備セミナーの開催 ③ 指導員の直接訪問による普及指導の実施 ④ 本業務周知用ポスター、リーフレットの作成・配布 ほか
実施期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年間）
受託事業者	（東日本）公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 （西日本）ランゲート株式会社
契約金額（税抜）	（東日本）74,900,000 円（単年度当たり 37,450,000 円） （西日本）38,880,000 円（単年度当たり 19,440,000 円）
入札の状況	（東日本）1 者応札（説明会参加＝2 者／予定価内＝1 者） （西日本）3 者応札（説明会参加＝2 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足している新規起業事業場等に対し、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化、並びに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行うこと
選定の経緯	政府系公益法人等が 1 者応札等で受注していた事業として、平成 25 年基本方針別表に記載

II 評価

1 概要

市場化テストを終了することが適当である。

2 検討

（1）評価方法について

厚生労働省から提出された平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、おおむね適切に履行されている。	
	① セミナー開催数	
	確保されるべき水準	評価
	【東日本】各ブロックで3回以上、合計12回以上開催	適 (合計32回の開催があった)
	【西日本】各ブロックで3回以上、合計12回以上開催	適 (合計24回の開催があった)
	② セミナー参加事業場数	
	確保されるべき水準	評価
	【東日本】北海道：60、東北：60、関東甲信越：450、中部：150、合計720事業場	おおむね適（※1） (合計823事業場の参加があったが、未達のブロックがあった)
	【西日本】近畿：200、中国：60、四国：60、九州・沖縄：150、合計470事業場	おおむね適（※1） (合計526事業場の参加があったが、未達のブロックがあった)
	③ 個別訪問による普及指導実施事業場数	
	確保されるべき水準	評価
	【東日本】北海道：10、東北：20、関東甲信越：170、中部：50、合計250事業場	不適（※2） (合計245事業場となり、未達のブロックもあった)
	【西日本】近畿：70、中国：20、四国：10、九州・沖縄：50、合計150事業場	おおむね適（※2） (合計159事業場の参加があったが、未達のブロックがあった)
	④ セミナー参加事業場のうち本業務周知用ポスター等を見て参加した割合	
	確保されるべき水準	評価
	【東日本】【西日本】 60%以上	適 (東日本68.9%、西日本67.1%)
⑤ セミナーに参加した事業場の満足度		
確保されるべき水準	評価	
【東日本】【西日本】 65%以上	適 (東日本67.1%、西日本77.3%)	
⑥ 普及指導をした事業場のうち1年以内に就業環境の整備が図られた割合		
確保されるべき水準	評価	
【東日本】【西日本】 85%以上	適 (東日本96.7%、西日本100.0%)	

※1 セミナー参加事業場数については、指標に未達成のブロックも見られるが、東日本全体及び西日本全体で見れば指標を達成しており、おおむね良好である。未達成のブロックにおいては、開催時期における他のセミナー等との競合があり集客が困難であったという事情があり、受託事業者の責によるものではない。この点、厚生労働省は、次期においてはセミナーの開催時期を工夫するよう指導することにより、指標を達成したいとしている。

※2 個別訪問による普及指導実施事業場数については、指標に未達成のブロックも見られるが、西日本及び東日本の合計で見れば指標を達成しており、おおむね良好である。未達成のブロックにおいては、売上拡大や利益拡大に関心をもつ事業場が多く、労務管理支援への関心が少なかつたという事情があり、受託事業者の責によるものではない。この点、厚生労働省は、次期においては個別訪問による指導内容の説明を工夫するよう指導することにより、指標を達成したいとしている。

事 項	内 容
民間事業者からの改善提案	<p>【東日本】</p> <p>① 支部のコーディネーターのための運営会議・本部研修を開催し、斉一的、効果的かつ効率的に推進できるよう取り組んだ。</p> <p>② メールマガジンをコーディネーターや普及指導員に配信し、最新の情報をタイムリーに届けた。</p> <p>③ 労働基準関係判例に要約を付し、受託事業者のHPに掲載してコーディネーターや普及指導員に提供した。</p> <p>④ 制度周知・利用勧奨用のリーフレットは、受託事業者HPに専用ページを設けたほか、都道府県労働基準協会のHPからリンクを張るなどWeb上からも情報提供した。</p> <p>【西日本】</p> <p>① セミナー集客のため西日本独自のチラシを作成した。</p> <p>② セミナー開催時、労働局労働基準部監督課、労働基準監督署及びハローワーク等と積極的に連携を図り、周知活動について協力を得た。</p> <p>③ ハローワーク求人情報から情報収集し、該当企業に対してダイレクトメールでアプローチを行った。</p>

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費と比較して単年度当たり 13,453,030 円の削減が認められ、削減率は 19.1%となっており、実施経費の削減効果があったと評価できる。

従前経費（26年度） (a)	実施経費（29年度） (b)	削減額 (a-b)	削減率 (a-b)/a
70,343,030 円	56,890,000 円	13,453,030 円	19.1%

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	市場化テスト第1期目は1者応札が継続したが、第2期目において契約単位を東日本と西日本に分割したところ、西日本においては3者応札を実現した。
----	---

(5) 業務の特殊性等

本業務は、前身となる事業を含めると、事業を開始した平成11年度から公益社団法人全国労働基準関係団体連合会による受託が継続している。市場化テスト第1期目となった平成27年度に2か年契約としたものの競争性は改善せず、市場化テスト2期目において初めて東西日本の2契約に分割した結果、西日本においては複数応札を実現したが、東日本は1者応札が継続した。この要因等について分析等を行った結果は下記のとおりである。

① 1者応札が継続している要因について

ヒアリングを行うなどして分析したところ、新規参入者にとって、東日本に係る契約のみが含む「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」の難易度が高いことが明らかとなった。すなわち、マニュアル等の内容が労働基準関係法令や最新の法改正の状況を含める等、多岐にわたるため、受託事業者にも相応の専門知識や経験が求められることから、過去に本事業を実施した実績のある事業者にアドバンテージがあることが、1者応札が続いている要因であると考えられる（ただし、評価基準における業務実績等の評価で過度に有利になるという意味合いではない。）。

② 1者応札解消のための検討について

更なる分割等ができないか検討したところ、今以上の分割を行えば、①分割した契約単位ごとにコーディネーター配置が必要となり、委託費全体で見れば、人件費の増加及び事務所の設置による管理費の増加が懸念されること、②現在、セミナー及び個別訪問の参加事業場数が低調な地域を対象として事業を発注することとなり、地域差が大きくなり、民間事業者への過度な負担が懸念されること、③委託内容が講師によるセミナー及び個別訪問を中心とすることから、全国斉一な事業実施が行われず、公共サービスの質が低下するおそれがあることから、更なる分割は困難であるとの結論を得た。

また、「検討委員会の設置及び各種マニュアルの作成」業務と「セミナー及び個別訪問の実施」業務は、セミナー等の実施主体が、実地で使用しやすい資料を作成し、セミナー等を実施する中で各種マニュアル等の改善点を明らかにし、それらを反映させてよりよいマニュアルを作成することによって事業の質を保持できるものであり、一体不可分な業務であることから、「検討委員会の設置及び各種マニュアルの作成」業務を分割した発注も行いがたいとの結論に至った。

(6) 競争性改善のための取組

競争性改善のため、厚生労働省が取り組んだ主な内容は下記のとおりである。

- ① 民間競争入札の実施に当たり、仕様内容の大幅な見直しを実施し、厚生労働省が事業主体として担う責務と、受託事業者が契約に基づき履行する業務とを明確に区別した。

- ② 民間競争入札の実施に当たり、事業実施期間を1年間から2年間に延長した。
- ③ 第1期では1契約としたが、第2期において東日本と西日本の2契約に分割した。
- ④ 入札参加資格の緩和として、共同事業体（JV）による入札も可能とするなどした。
- ⑤ 落札者決定のための評価基準の見直しを行い、業務実績の加点を縮小したり、類似実績の範囲を広げたりした。
- ⑥ 業務達成水準の明示、委員会や会議の回数の開示、過年度事業の実績等、情報開示に積極的に取り組んだ。
- ⑦ 1者応札の改善及び分析のため、入札説明会に参加したが入札しなかった事業者に対するヒアリングを実施し、参入障壁を解消するための措置を講じた。
- ⑧ 入札が参加が期待される者へ広報を実施し、入札参加者の拡大を試みた。

（7）評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、おおむね目標を達成していると評価することができる。目標未達となった事項については、受託事業者の責めに帰す要因はなく、また、次期事業における改善策が確認されている。

また、民間事業者の改善提案により、事業を効果的かつ効率的に推進するためのスタッフ間の情報共有、事業対象者への各方面からのアプローチ等が実施され、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、19.1%の削減となっており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、競争性の改善については、実施要項における官民分担の明確化、事業期間の延長、資格要件の緩和等に加え、業務内容を2契約に分割した結果、西日本においては複数応札を実現した。東日本については、マニュアル作成業務に関して専門的知見が求められるなどの特殊性があることから1者応札が続いたものの、受託可能と思われる民間事業者に対してヒアリングや広報活動を行うなど、競争性改善のための取組も認められる。

（8）今後の方針

本事業の市場化テストは今期が2期目である。事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ・ 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ・ 厚生労働省に設置している、外部有識者で構成している社会復帰促進等事業に関する検討会において、事業実施状況のチェックを受ける予定である。
- ・ 確保されるべき公共サービスの質において、おおむね目標を達成していた。
- ・ 経費削減において、従来経費からの削減率19.1%の効果を上げていた。

一方、入札において、1者の応札となった契約が残っており、競争性に課題が残っている。

以上のとおり、競争性において課題が残るため、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

しかし、本事業は、市場化テスト実施過程において、(6)に記載のとおり競争性改善のための取組が十分に講じられており、また、入札に係る広報活動も適切に行われている。

1者応札となった事業について、入札参加が期待された者に対してヒアリングを実施したところ、参入困難な理由は(5)に記載のとおりであり、入札方法の改善では対応が困難な本業務の特殊性によることが判明した。

このため、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないと考えられる。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)Ⅱ.1.(2)に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

また、監理委員会において「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」業務を内部化するなどの方策について、引き続き厚生労働省において検討することを求めるとの意見がでた。

よって、今後の実施要項の作成に当たっては、これらの点についても十分に配慮されたい。

なお、今後の契約の状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもある。

— 以上 —

平成 30 年 6 月 13 日
厚 生 労 働 省

民間競争入札実施事業 新規起業事業場就業環境整備事業の実施状況について

1 業務の概要

公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された新規起業事業場就業環境整備事業（以下「本業務」という。）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、以下の内容により、平成 27 年度から民間競争入札により実施している。

（1）業務内容

労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足している新規起業事業場等に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施するとともに、労働時間制度や安全衛生管理に係る専門家を派遣し、普及指導を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化、並びに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。

なお、平成 29 年度から、1 者応札解消のために事業の契約単位を東日本と西日本に分割して実施している。

（2）受託事業者決定の経緯

新規起業事業場就業環境整備事業における民間競争入札実施要項（平成 28 年 11 月策定。以下、「実施要項」という。）に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）により、東日本は入札参加者 1 者から、西日本は入札参加者 3 者から、それぞれ提出された技術提案書について、当省労働基準局内に設置した総合評価落札方式技術審査委員会において審査した結果、所定の評価基準を満たしていた。また、開札の結果、予定価格の範囲内であったことから、下記（3）の事業者を落札者と決定した。

（3）受託事業者

（東日本）公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
（西日本）ランゲート株式会社

（4）契約期間

平成 29 年 4 月 3 日～平成 31 年 3 月 31 日

(5) 事業状況評価期間

平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日

2 確保すべき質の達成状況及び評価

実施要項において定めた「本業務の実施に関して確保されるべき業務の質の達成状況及び当省の評価」は、表 1 のとおりである。

表 1 評価事項等一覧

	評価事項	指標（目標）	実施結果（対指標比）	評価
東日本	セミナー開催数	東日本各ブロックで最低 3 回以上、合計 12 回以上開催	北海道ブロック：3（100%） 東北ブロック：7（233%） 関東甲信越ブロック：13（433%） 中部ブロック：9（300%） 合計 32（267%）	指標を達成しており、良好である。
	セミナー参加事業場数	北海道ブロック：60 東北ブロック：60 関東甲信越ブロック：450 中部ブロック：150 （参考）合計：720	北海道ブロック：14（23%） 東北ブロック：249（415%） 関東甲信越ブロック：444（99%） 中部ブロック：116（77%） （参考）合計：823（114%）	北海道、関東甲信越、中部ブロックにおいて、指標を達成していないが、東日本合計で見ると指標を超える事業場数となっており、概ね良好である。
	個別訪問による普及指導実施事業場数	北海道ブロック：10 東北ブロック：20 関東甲信越ブロック：170 中部ブロック：50 （参考）合計：250	北海道ブロック：14（140%） 東北ブロック：51（255%） 関東甲信越ブロック：118（69%） 中部ブロック：62（124%） （参考）合計：245（98%）	関東甲信越ブロックにおいて指標を達成していないが、そのほかのブロックでは指標を超えており、東日本全体で見るとほぼ目標どおりの事業場数となっており、概ね良好である。
	セミナー参加事業場のうち、本業務周知用のポスター、リーフレット（インターネット上に掲載するポスター、リーフレットも含む）を見てセミナーに参加した事業場の割合	60%以上	68.9%（詳細は別紙のとおり）	指標を達成しており、良好である。

	セミナーに参加した事業場の満足度	65%以上	67.1% (詳細は別紙のとおり)	指標を達成しており、良好である。
	普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合	85%以上	96.7% (詳細は別紙のとおり)	指標を達成しており、良好である。
西日本	セミナー開催数	西日本各ブロックで最低3回以上、合計12回以上開催	近畿ブロック：8 (267%) 中国ブロック：6 (200%) 四国ブロック：4 (133%) 九州・沖縄：6 (200%) 合計：24 (200%)	指標を達成しており、良好である。
	セミナー参加事業場数	近畿ブロック：200 中国ブロック：60 四国ブロック：60 九州・沖縄：150 (参考) 合計：470	近畿ブロック：289 (145%) 中国ブロック：87 (145%) 四国ブロック：48 (80%) 九州・沖縄：102 (68%) (参考) 合計：526 (112%)	四国ブロック及び九州・沖縄ブロックにおいて目標を達成していないが、そのほかのブロックでは目標を大幅に超えており、西日本合計で見ると目標を超える事業場数となっており、概ね良好である。
	個別訪問による普及指導実施事業場数	近畿ブロック：70 中国ブロック：20 四国ブロック：10 九州・沖縄：50 (参考) 合計：150	近畿ブロック：58 (83%) 中国ブロック：34 (170%) 四国ブロック：5 (50%) 九州・沖縄：62 (124%) (参考) 合計：159 (106%)	近畿ブロック及び四国ブロックにおいて目標を達成していないが、そのほかのブロックでは目標を大幅に超えており、西日本合計で見ると目標を超える事業場数となっており、概ね良好である。
	セミナー参加事業場のうち、本業務周知用のポスター、リーフレット(インターネット上に掲載するポスター、リーフレットも含む)を見てセミナーに参加した事業場の割合	60%以上	67.1% (詳細は別紙のとおり)	指標を達成しており、良好である。
	セミナーに参加した事業場の満足度	65%以上	77.3% (詳細は別紙のとおり)	指標を達成しており、良好である。

普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合	85%以上	100.0%（詳細は別紙のとおり）	指標を達成しており、良好である。
---	-------	-------------------	------------------

セミナー参加事業場数については、指標に未達成のブロックも見られるが、東日本全体及び西日本全体で見れば指標を達成しており、概ね良好である。受託事業者へのヒアリングによると、未達成のブロックにおいては、開催時期における他のセミナー等との競合があり集客が困難であったという事情があり、受託事業者の責によるものではない。この点、厚生労働省において次期においてはセミナーの開催時期を工夫するよう指導することなどにより、指標を達成することとしたい。

個別訪問による普及指導実施事業場数については、指標に未達成のブロックも見られるが、西日本及び東日本の合計で見れば指標を達成しており、概ね良好である。受託事業者へのヒアリングによると、未達成のブロックにおいては、売上拡大や利益拡大に関心をもつ事業場が多く、労務管理支援への関心が少なかったという事情があり、受託事業者の責によるものではない。この点、厚生労働省において次期においては個別訪問による指導内容の説明を工夫するよう指導することなどにより、指標を達成することとしたい。

3 民間事業者の創意工夫及び改善実施事項

- (1) 東日本の支部のコーディネーター（受託事業者の都道府県支部における本事業の実施を統括管理する者）が出席する運営会議を開催し、本事業推進の留意事項や支部別の進捗状況等を説明することで、本事業を斉一的、効果的かつ効率的に推進できるよう取り組んでいる。

また、同時にコーディネーター本部研修を開催し、労務管理マニュアルと事業関係者マニュアルの説明、新規起業事業場に対する指導や助言等に際して必要な情報や資料の提供も行っている。【東日本】

- (2) 受託事業者で発行しているメールマガジン（法改正や行政の動きなど労働関係のトピックスに加え、労基署による最低賃金や労働時間関係などの送検情報を掲載するもの）を、コーディネーターや普及指導員に配信し、最新の情報をタイムリーに届けるべく工夫した。【東日本】

- (3) 平成 29 年度中に示された労働基準関係判例のうち 55 例を抽出し、要約を付し、抄録化した上で、受託事業者の HP に掲載することにより、コーディネーターや普及指導員に提供し、整備セミナーや個別支援の際に活用することで、参加者や個別支援事業場の納得性を高めるべく工夫した。【東日本】

- (4) 制度周知・利用勧奨用のリーフレットは、イラストやデザイン、解説文などはできるだけ親しみ易く分かり易いものになるよう工夫するとともに、受託事業者の HP に専用ページを設けたほか、正会員である都道府県労働基準協会の HP からリンクを貼るなどし、Web 上からも情報を提供した。【東日本】

- (5) セミナー集客アップを図るために、西日本独自のチラシを作成し、内容を工夫した。具体的には、セミナータイトルを「労務マネジメント 基本の「キ」セミナー」とし、厚生労働省の委託事業であることを強調し、インパクトのあるデザインと色づかいにしたこと。【西日本】
- (6) セミナー開催の都度、開催する府県の労働局労働基準部監督課、労働基準監督署及びハローワーク等と積極的に連携を図り、周知活動について協力を得た。【西日本】
- (7) ハローワーク求人情報から情報収集し、該当企業に対してダイレクトメールでアプローチを行った。【西日本】

4 実施経費の状況及び評価

市場化テスト実施後の平成 29 年度の経費（税抜き。以下同じ。）と、市場化テスト実施前の平成 26 年度の経費を比較したところ、委託費支払額で、対 26 年度比 80.9%に減少しており、経費削減効果が認められた。（なお、管理費については平成 26 年度比で 146.4%となっているが、これは本事業を東日本と西日本に二分割したことで管理費が増えたこと及び西日本の管理費に本来事業費に含めるべき人件費が算入されていることが原因と考えられる。）

表 2 委託費支払額を比較した経費削減効果

	平成 26 年度 (a)	平成 29 年度 (b) 【合計】		経費削減効果 (b÷a)
		(東日本)	(西日本)	
委託費支払額	70,343,030 円	(合計) 56,890,000 円		80.9%
		37,450,000 円	19,440,000 円	
うち事業費	61,418,315 円	(合計) 43,820,020 円		71.3%
		33,420,020 円	10,400,000 円	
うち管理費	8,924,715 円	(合計) 13,069,980 円		146.4%
		4,029,980 円	9,040,000 円	

5 全体的な評価

本業務の実施に当たり、確保すべきサービスの質として設定された指標（目標）について、東日本、西日本共にブロック別の目標を一部達成することができなかったものの、新規起業事業場に対する支援という点では、セミナー開催数、普及指導数ともに目標数を概ね達成しており、事業全体としては概ね良好と評価できる。

また、民間事業者からの改善提案による改善実施や創意工夫もなされているとともに、全体として経費削減も図られていると評価できる。

したがって、本業務の平成 29 年度実施状況について、概ね良好に業務が実施されていると評価できる。

6 今後の方針

(1) 本事業の市場化テストの実施状況は以下の通りである。

①実施期間中に受託事業者が業務改善指示等を受けた、ないし業務にかかる法令違反行為等をした実績はなかった。

②省内に設置された社会復帰促進等事業に関する検討会において、使用者代表(※)より事業の実施状況について評価を受ける予定としている。

(※) 経営者団体、民間企業等から構成される。

③本事業入札においては、西日本において3者からの応札があり、競争性は確保されていた。これは、入札参加が期待される者等にヒアリングを行い、参加しない理由として「組織・人員体制の構築が難しい」ことが確認されたため、その改善として平成 29 年度から契約単位を東日本・西日本に分割し、契約規模を縮小し、把握する新規起業事業場数を 1,080 とする事業目標を廃止することで、民間事業者の負担を軽減し、さらに、既存の民間事業者に有利な評価基準の廃止や配点の引き下げを行ったことにより、競争性が改善したものである。

しかしながら、東日本においては1者応札が続いており、競争性に課題が残っている。その理由について、入札説明会に参加したが入札しなかった事業者に対してヒアリングを行い分析したところ、新規参入者にとって、「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」の難易度が高いことが明らかとなった。すなわち、マニュアル等の内容が労働基準関係法令や最新の法改正の状況を含める等、多岐にわたるため、受託事業者にも相応の専門知識や経験が求められることから、過去に本事業を実施した実績のある事業者にアドバンテージがあることが、1者応札が続いている要因であると考えられる。

また、1者応札解消のために、契約単位の更なる分割等について検討したところ、個々の委託で発生する管理費によって委託費全体が増加する懸念や、地域によってはセミナー及び個別訪問の参加事業場数が低調なところのみとなり民間事業者への過度な負担となること、全国斉一な事業実施が行われず行政サービスの質が低下するおそれがあること等から、更なる分割は困難であるとの結論を得た。

④対象公共サービスの確保されるべき質にかかる達成目標について、目標を概ね達成していた。

⑤従来経費から相当の削減効果をあげている。

(2) 上記(1)のとおり、競争性に一部課題が残るが、本業務の特殊性等の要因から、質を維持した上でさらなる改善を行うことは困難であるため、今期をもって終了プロセスに移行することとしたい。

(3) 市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経

て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。

(以上)

(別紙)

アンケートで測定する項目 (別紙)						
	東日本			西日本		
指標(目標)	セミナー参加事業場のうち、本業務周知用のポスター、リーフレット(インターネット上に掲載するポスター、リーフレットも含む)を見てセミナーに参加した事業場の割合 60%以上	セミナーに参加した事業場の満足度 65%以上(他の事業主に勧められるものか)	普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合(「1年以内に就業環境の整備を図る予定」と回答した事業場を含む。改善の必要がない事業場については母数に含めない。) 85%以上	セミナー参加事業場のうち、本業務周知用のポスター、リーフレット(インターネット上に掲載するポスター、リーフレットも含む)を見てセミナーに参加した事業場の割合 60%以上	セミナーに参加した事業場の満足度 65%以上(他の事業主に勧められるものか)	普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合(「1年以内に就業環境の整備を図る予定」と回答した事業場を含む。改善の必要がない事業場については母数に含めない。) 85%以上
実施結果	68.9%	67.1%	96.7% (無回答としている事業場には、その時点では改善の必要がない事業場が含まれており、これは母数に含めていない。)	67.1%	77.3%	100.0%
設問	(設問)本セミナーは何で、また、それはどちらで知りましたか。	(設問)本セミナーを他社にお勧めできますか。	(設問)助言等を踏まえて、就業環境を整備改善しましたか。	(設問)本セミナーは何で、また、それはどちらで知りましたか。	(設問)本セミナーを他社にお勧めできますか。	(設問)助言等を踏まえて、就業環境を整備改善しましたか。
対象者数	823	823	245	633	633	159
回答者数	708	702	239	578	578	158
回収率	86.0%	85.3%	97.6%	91.3%	91.3%	99.4%
回答選択肢ごとの集計結果	(回答) ポスター・リーフレット 146 ホームページ 49 案内DM(リーフレット同封) 372 電話 2 説明会等・各種イベント 7 その他 92 無回答 40	(回答) はい 471 いいえ 13 どちらともいえない 160 無回答 56	(回答) 既に改善した 35.4% 3月以内に改善予定 14.4% 1年以内に改善予定 16.9% 3年以内に改善予定 2.3% 無回答 31%	(回答) ポスター・リーフレット 425 ホームページ 69 案内DM(リーフレット同封) 311 電話 36 説明会等・各種イベント 13 その他 41 無回答 40	(回答) はい 447 いいえ 13 どちらともいえない 98 不明 20	(回答) 既に改善した 53.9% 3月以内に改善予定 23.6% 1年以内に改善予定 22.5% 3年以内に改善予定 0%

(別紙2) 自己チェック資料

平成30年6月13日
厚生労働省労働基準局監督課

民間競争入札実施事業 「新規起業事業場就業環境整備事業」の自己チェック資料

① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

- (1) 本事業に関し、1者応札が継続していたところ、入札監理小委員会（以下「小委員会」という。）において、個別訪問等について日本全国どこでも対応するというのは事業者の負担ではないかとの御意見があり、競争性改善のために、事業の分割について検討すべきとの御指摘があった。平成29年度から2年間の事業については、契約単位を東日本と西日本にわけることとし、東日本については1者応札が継続したものの、西日本については3者の応札があった。
- (2) 民間競争入札実施前の仕様書の内容を大幅に見直し、新たに「新規起業事業場就業環境整備事業における民間競争入札実施要項」を策定し、厚生労働省が事業主体として担う責務と、民間事業者が契約に基づき履行する業務とを明確に区別して記載した。
- (3) 事業の実施期間について、小委員会からの単年度契約を複数年契約にしてはという御指摘を踏まえ、平成27年度からは2年契約に変更を行った。
- (4) 入札参加資格について、ジョイント・ベンチャー（共同事業体）による入札も可能とした。
- (5) 落札者決定のための評価基準について、小委員会からの御指摘を踏まえ、①過去の業務実績を評価対象としている項目の配点を30点から10点に見直し、評価する業務の範囲（セミナー開催、指導業務、ポスター制作等）を明らかにし、厚生労働省の委託事業以外も実績に含める旨を記載し、②「事務所の配置」に関する評価項目について、2項目を1項目に削減することにより、既存の民間事業者には有利にならないように評価基準を見直しを行った。
- (6) 入札説明会に参加したが入札しなかった者にヒアリングを行い、参加しない理由として「組織・人員体制の構築が難しい」ことが確認されたため、その改善として上記(1)、(4)及び(5)を行ったことにより、競争性が改善したものである。

② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

（1）1者応札が継続している要因について

東日本においては1者応札が続いており、競争性に課題が残っている。その理由について、入札説明会に参加したが入札しなかった事業者に対してヒアリングを行うなどして分析したところ、新規参入者にとって「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」の難易度が高いことが明らかとなった。

本業務は、具体的には、セミナーでテキストとして使用する新規起業事業場向けの労務管理マニュアル、指導員用の指導マニュアル（指導員が事業主を訪問する際、効果的、斉一的な普及指導を実施するためのマニュアル）、本事業周知用のポスター及びリーフレットの作成並びにこれらの内容等を検討するための委員会を開催する業務である。マニュアル等の内容が労働基準関係法令や最新の法改正の状況を含める等、多岐にわたるため、検討委員（労務管理、安全衛生管理等について知見のある有識者4名以上）及び受託事業者には相応の専門知識や経験が求められることから、過去に本事業を実施した実績のある事業者にアドバンテージがあることが、1者応札が続いている要因であると考えられる。

（2）1者応札解消のための検討について

上記について、更なる分割等により、1者応札を解消することができないか、検討を行った。

平成29年度事業より、契約単位を東日本・西日本に分割したところ、西日本については3者の応札があり、競争性が改善されたが、東日本については1者応札の状況が改善しなかった。これについて、今後、今以上の分割を行えば、①分割した契約単位ごとにコーディネーター配置が必要となり、委託費全体で見れば、人件費の増加及び事務所の設置による管理費の増加が懸念されること、②現在、セミナー及び個別訪問の参加事業場数が低調な地域を対象として事業を発注することとなり、地域差が大きくなり、民間事業者への過度な負担が懸念されること、③委託内容が講師によるセミナー及び個別訪問を中心とすることから、全国斉一な事業実施が行われず、公共サービスの質が低下するおそれがあることから、更なる分割は困難である。

また、「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」業務と「セミナー及び個別訪問の実施」業務は、セミナー等の実施主体が、実地で使用しやすい資料を作成し、セミナー等を実施する中で労務管理マニュアル等の改善点を明らかにし、それらを反映させてよりよいマニュアル等を作成することによって事業の質を保持できるものであり、一体不可分な業務であることから、「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」業務を分割した発注も行いがたく、「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成」業務を含めて更なる分割を行うことは、民間事業者への過度な負担が懸念されることとなる。

上記検討の結果、今以上の分割発注については困難である。

本事業については、これまで、複数の事業者が応札できるよう、小委員会からの御指摘を踏まえ、①（１）から（６）に記載した競争性確保のための改善を図ってきたところであるが、今後とも、少しでも新規参入者が参入しやすい環境を醸成するため、引き続き入札説明会参加者等に対するヒアリングや、入札参加が期待される関係団体及び業者等への周知・広報の強化等、競争性改善やコスト削減のための取組を進めて参りたい。

【参考】公益社団法人全国労働基準関係団体連合会の概要

労働基準法及び同関係法令を普及し、適正な労働条件を確保するとともに、労働者の福祉を増進するために必要な事業を実施することを通じて、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的に、昭和 63 年 4 月 1 日、労働省（現厚生労働省）の許可を受けて設立された、全国 47 の都道府県労働基準協会連合会等を正会員とする公益法人である。

事業としては、（１）正会員協会との共催方式で実施する教育・研修事業（労務管理セミナー、衛生管理者免許試験受験準備講習会等）、（２）労働基準関係判例情報の提供等による情報提供事業、（３）人事労務関係の実務解説書等の発行等による広報・出版事業、（４）本業務を含む国等からの受託事業等を行っている。

設立された昭和 63 年度以降、毎年度、国からの受託実績がある。

本事業については、前身となる事業（新規起業事業場労働条件整備サポート事業（平成 11 年度から 18 年度まで）、新規起業事業場就業環境整備サポート事業（平成 19 年度から 21 年度まで）を含めると、事業を開始した平成 11 年度から継続して受託している。

なお、平成 28 年度正味財産増減計算書によると、経常収益に占める本業務の割合は、12.2%であった。